

田原市多世代交流施設（市民プール等）

整備・管理運営事業

設計施工一括工事請負契約書

（案）

田 原 市

令和 7 年12月12日

設 計 施 工 一 括 工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 事 業 名 田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業
- 2 工 事 名 田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業
設計施工一括工事
- 3 対 象 地 田原市福江町堂前3－3外
- 4 工 期 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
※建設業務については、学校施設環境改善交付金の交付決定後に、着手するものとする。
- 5 契 約 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 6 契 約 保 証 金 金 円也
- 7 前 払 金 額 田原市工事請負契約約款第46条に定めるところによる。ただし、前払金の請求時期及び保証契約の締結時期については、特約条項第8条の定めによる。

田原市（以下「市」という。）は、本事業の設計業務、建設業務の遂行者としての[設計企業名]、及び[建設企業名]（以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、上に記載する「田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業 設計施工一括工事」に関する設計施工一括工事請負契約について合意し、次の契約条項のとおり設計施工一括工事請負を締結する。

この契約の締結の証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

市：愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市長

事業者：

(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

特 約 条 項

- 第1 本契約においては、対価の改定に係る約款第34条（請負代金額の変更方法等）、約款第35条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）、約款第36条（臨機の措置）、約款第48条（部分払）の規定は適用せず、別紙の規定を適用する。
- 第2 この契約書は田原市議会において議決された場合にのみ、議決年月日をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約書とみなすものとする。本契約の締結日は令和8年6月30日（予定）とする。上記の工事について、市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、約款の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、事業者が共同企業体を結成している場合には、事業者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
- 第3 田原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第6号）第2条の規定による契約の締結が田原市議会において議決が得られなかったことにより、設計施工一括工事請負契約が本契約としての効力を生じなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。
- 第4 田原市公共工事請負契約約款の発注者は市を、受注者は事業者をそれぞれ指すものとする。
- 第5 本契約においては、設計業務に係る対価については、以下の各号に定める業務の完了をもって、当該業務の完了を確認し、部分払の対象とすることができる。
- (1) 基本設計完了時
(2) 実施設計完了時
- 2 前項における「完了」の確認は、事業者が成果物を提出し、市がこれを承認した日をもって完了とみなす。
- 3 部分払金額は、契約額のうち各設計段階に対応する額を基に、以下の算式により算定する。
部分払金額 = 対象業務に係る請負代金額 - 支払済前払金相当額
- 4 当該部分払の請求があった場合、発注者は適法な請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。
- 5 本契約においては、設計業務に係る成果物については物理的引渡しではなく、承認をもって契約上の履行がなされるものであるため、部分引渡しに係る約款第49条は適用しない。
- 第6 市は、本契約に基づく設計及び建設業務の適正な履行を確保するため、事業者の業務の実施状況について市による事業の実施状況及びサービス水準の聴取等（モニタリング）を実施することができる。
- 2 事業者は、市の求めに応じて、業務実施状況等に関する報告書その他必要な資料を提出しなければならない。
- 3 市は、必要に応じて現地確認、面談、立入調査等を行い、事業者に対して改善を指示することができる。
- 4 事業者は、前項の指示を受けた場合には、速やかに改善計画を作成・提出し、誠実に対応しなければならない。
- 5 本条に定める市による事業の実施状況及びサービス水準の聴取等の方法、内容その他必要な事項については、別途市が定めるマニュアル等によるものとする。
- 第7 本条は、約款第26条（条件変更等）、約款第36条（臨機の措置）に関連し、契約時点で予見し難い地中状況等に係る対応について定める。
- 2 事業者は、本工事に必要な測量、地質その他の調査を、自己の責任と費用負担において実施するものとする。
- 3 前項の調査の結果、市が提供した参考資料と齟齬が認められた場合、または、地盤条件その

- 他地中の状況（以下「地中状況等」という）において、契約時点で合理的に予見できなかった事象が判明したときは、事業者は速やかにその旨を市に報告し、協議を行うものとする。
- 4 市の提供資料に重大な誤謬または欠落があり、または前項の地中状況等について、事業者が通常の注意をもってしても予見困難であったと合理的に認められる場合には、市は協議により、当該事象に起因して事業者が負担した追加費用を負担する。
 - 5 ただし、事業者の行った調査に重大な誤謬または不備があると認められる場合には、当該誤謬等に起因する費用について、事業者がその責を負うものとする。
- 第8条 約款第46条（前金払及び中間前金払）の規定にかかわらず、本契約に係る前払金の支払請求は、実施設計が完了し、市が当該成果物を承認した日以後に限り行うことができるものとする。
- 2 受注者は、前項の前払金の支払請求に係る保証契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約）についても、実施設計が完了し、市が承認した日以後に締結するものとする。
 - 3 前二項の定めを除き、前払金に係る保証契約の内容、保証額、保証証書の寄託その他前払金に関する手続は、約款第46条の規定を適用する。
 - 4 本条にいう「実施設計の完了」とは、特約条項第5条第2項に定めるところにより、市が実施設計成果物を承認した日をいう。

サービス対価改定

1 サービス対価改定の考え方

物価変動に一定程度の下降または上昇があった場合は、次のとおり指標の変動に合わせて一定の調整を行うことができる。

(1) 改定の対象となるサービス対価

本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費は含まない）

(2) 対価改定協議の時期

対価改定実施の有無も含め対価の改定について、以下の時点で市及び事業者は協議を行うことができるものとする。

協議時期：設計施工一括工事請負契約締結の日から12月経過後以降、本施設の建設業務の残工期（引渡しの日までの期間をいう。）が2か月未満となるまでの間とする。

(3) 対価改定の方法

国内における賃金水準や物価水準の変動により改定対象対価が不適当となったと認める場合、市及び事業者の協議により以下の指標に基づきサービス対価を変更することができるものとする。

「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：（構造種別は PFI事業者の提案に基づく）」の「建築」「設備」の設計施工一括工事請負契約締結日及び協議開始日の属する月の確報値とする。

2 改定方法

設計施工一括工事請負契約締結日の属する月の指標値と対価改定を申し入れた日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を行うことができる。改定を行う場合の方法は次のとおりとする。

【対価改定の算定式】

X：設計施工一括工事請負契約締結時の改定対象対価（本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費は含まない）、着工後において、物価の変動により契約金額を変更する場合、その変更対象額は、契約金額から、基準日における出来形部分に相当する契約金額を控除した額とする。）

Y：対価改定の増減額

$\alpha 1$ ：設計施工一括工事請負契約締結日の属する月の指標値

$\alpha 2$ ：協議開始日の属する月の指標値

1) $\alpha 2 > \alpha 1$ の場合

$$Y = X \times (\alpha 2 / \alpha 1 - 1) - X \times 0.015$$

2) $\alpha 2 < \alpha 1$ の場合

$$Y = X \times (\alpha 2 / \alpha 1 - 1) + X \times 0.015$$

※ $\alpha 2 / \alpha 1$ は、小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

※ $\alpha 2 / \alpha 1 - 1$ の絶対値が0.015以下の場合は、対価改定を行わない。

上記によりサービス対価の改定を行った後、再度、対価改定協議を行うことができる。
この場合、上記において「設計施工一括工事請負契約締結日」とあるのは、「直前の本条

項の規定に基づく対価改定における協議開始日」と読み替え、「設計施工一括工事請負契約締結時の改定対象対価」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づき対価改定された費用による改定対象対価」と読み替えるものとする。

田原市公共工事請負契約約款

(設計施工一括及び詳細設計付工事発注方式)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の要求水準書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする設計及び工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、この契約に特別の定めがある場合を除き、当該各号に定めるところによる。
- (1) 要求水準書 この契約に基づく設計施工一括及び詳細設計付工事発注方式の入札において発注者が公表した要求水準書及び質疑回答書をいう。
 - (2) 設計 要求水準書に定める「設計要求水準」に関する業務（第41条に規定する設計の完了確認後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (3) 工事 要求水準書に定める「施工要求水準」の工事施工業務をいう。
 - (4) 工事等 設計又は工事をいう。
- 3 この契約を構成する書面等は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。
- (1) 本契約書
 - (2) 公告文
 - (3) 要求水準書
 - (4) 要求水準書（案）に関する質問・意見書に対する回答
- 4 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、その意図する設計成果物を完成させるため、設計に関する指示を受注者又は第14条に定める受注者の管理技術者等に対して行うことができる。この場合において受注者又は受注者の管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は第5項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、設計を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 7 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 この約款に定める請求、催告、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 13 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 16 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が

施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、工事費内訳明細書及び単価合意書)

第3条 受注者は、設計図書に定めるところにより、設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、第41条に規定する設計の完了確認後は、要求水準書並びに完了確認後の図面及び書類等に基づいた本件工事の工程表及び工事費内訳明細書（以下、「内訳明細書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、第2項の規定による内訳明細書の提出後、速やかに、当該内訳明細書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、発注者がこれを定め、受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、請負代金額の変更があったときは、当該変更内容を反映した内訳明細書を作成し、14日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により内訳明細書が提出された場合において準用する。
- 6 第3項（前項において準用する場合も含む。）の単価合意書は、第35条第3項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第39条第5項、第48条第6項及び第49条第2項に定める場合（第34条第1項各号に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 7 内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項に規定する保証証券の寄託に代えて、情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第63条第5項に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計成果物（未完成の成果品及び設計を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの及び第48条第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第6条 受注者は、設計成果物又は工事目的物（第49条第1項に規定する指定部分に係る設計成果物又は工事目的物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 発注者は、設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 受注者は、設計成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（下請負の制限等）

- 第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、設計の全部を一括して、又は要求水準書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、工事を第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、工事の全ての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負人」という。）が工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。
 - 4 受注者又は下請負人が工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、受注者は建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し、又は締結させるように努めなければならない。
 - 5 受注者は、設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（下請負人の通知の請求）

- 第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

- 第9条 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（下請負人の育成及び指導）

第10条 受注者は、下請負人が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負人の育成に努めなければならない。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第12条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
 - (2) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (3) 設計の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
 - 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第13条 受注者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専任の主任技術者（専任の監理技術者）、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）又は専門技術者（同法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、

同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

- 第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、設計の技術上の管理、進捗の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

（照査技術者）

- 第15条 受注者は、設計図書に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。
- 2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（履行報告）

- 第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（管理技術者等及び工事関係者に対する措置請求）

- 第17条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等、専門技術者、管理技術者又は照査技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人、第7条第5項の規定により受注者から設計を委任され、若しくは請け負った者が設計又は設計の管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前3項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（設計及び工事の技術者等の兼務）

- 第18条 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができる。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第19条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

第20条 受注者は、設計の全て又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第21条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料)

第22条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質

若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用 방법이設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(貸与品等)

- 第23条 発注者は受注者に必要に応じて設計に必要な物品等を貸与できるものとする。引渡場所及び引渡時期については、発注者の指示に従うものとする。
- 2 請負者は、前項の規定により発注者が受注者に貸与した物品等（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受注者は、設計の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
 - 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第24条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきことを明示した工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第25条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が第19条第2項又は第21条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、発注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第26条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計図書の内容が矛盾すること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。(3) 設計図書の表示が明確でないこと。(4) 設計の履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第27条 注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は本件工事等に関する指示（以下この条及び次条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

(設計業務に係る受注者の提案)

- 第28条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更しなければならない。

(設計業務又は工事の中止)

- 第29条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が設計を行うことができない又は工事を施工できないと認められるときは、発注者は、設計又は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事等の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事等の中止内容を受注者に通知して、工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事等の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件設計の続行に備え設計の一時中止に伴う増加費用を要したとき、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第30条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第31条 受注者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
 - 3 発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第32条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第33条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第31条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第34条 請負代金額の変更については、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。
- (1) 数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合
 - (2) 設計条件又は施工条件が異なる場合
 - (3) 単価合意書に記載のない工種が生じた場合
 - (4) 単価合意書の記載事項によることが不適当であり、特別な理由がない場合
- 2 前項の規定による協議において、当該協議の開始の日から14日以内に変更後の請負代金額が定まらないときは、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 3 第1項の規定による協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第35条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と、変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第37条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第39条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第66条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 工事等の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第66条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事等の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事等の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事等の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第39条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第66条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第19条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第34条第1項に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づき行うものとする。
 - (1) 設計の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第40条 発注者は、第11条、第22条、第25条から第29条まで、第31条、第32条、第35条から第37条まで、前条又は第45条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも

のとする。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（設計の検査）

第41条 受注者は、設計が完了した場合には、速やかに自主検査を実施し、要求水準を満たしていることの確認を含め、検査の結果を発注者に報告すること。

- 2 受注者は、上記の自主検査後、施工に着手する前までに、発注者の完了確認を受けること。なお、管理技術者が発注者の完了確認に立会うものとし、完了確認での指摘事項は施工の着手までに修正を完了させること。

（工事の中間検査）

第42条 発注者は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（完了検査及び引渡し）

第43条 受注者は、工事等が完成したときは、その旨並びに設計成果物及び工事目的物の引渡しを発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査の結果合格と認めたときは、検査の日から7日以内に受注者にその旨を通知しなければならない。
- 4 発注者は、前項の通知を発した日をもって、設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 受注者は、工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 6 発注者は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 7 第2項及び前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（請負代金の支払）

第44条 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

（部分使用）

第45条 発注者は、第43条第4項の規定による引渡し前においても、設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。この場合必要があるときは、発注者は、受注者の立会いのうえ当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（前金払及び中間前金払）

第46条 受注者は、発注者に対して1件の請負代金が300万円以上の建設工事に要する費用について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事等に要する経費（以下「保証対象工事経費」という。）の10分の4の範囲内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による請求をする場合においては、あらかじめ、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託し、保証対象工事経費の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。
- 5 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の保証対象工事経費の10分の4の範囲内の額（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の保証対象工事経費の10分の4の範囲内の額及び増額後の保証対象工事経費の10分の2の額の合計額）から受領済みの前払金（中間前払金の支払を受けている場合は、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において受注者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 7 第4項及び前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。
- 8 受注者は、第3項、第4項及び第6項に規定する保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（前払金の使用等）

- 第47条 受注者は、前払金をこの工事等の外注費（設計に係る部分に限る。）、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事等の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

（部分払）

- 第48条 受注者は、工事等の完成前に、工事等の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第19条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9を超えない範囲内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、発注者が第45条第1項の規定により部分使用した場合にはその部分使用に対する請負代金相当額について、部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、遅滞なく受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求があったときは、適法な請求書を受理した日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第34条第1項に掲げる場合には発注者と受注者とが

協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金額 $\times$ 出来形割合 $\times 9/10 -$ （前払金額 $+$ 中間前払金額） $\times$ 出来形割合 $-$ 支払済部分払金の額

- 7 受注者が第1項の規定により部分払の請求ができる回数は、次の各号に掲げる請負代金額に応じ、当該各号に定める回数の範囲内とする。
 - (1) 請負代金額が1,000万円以下の場合 1回
 - (2) 請負代金額が3,000万円以下の場合 2回
 - (3) 請負代金額が6,000万円以下の場合 3回
 - (4) 請負代金額が6,000万円を超える場合 4回に、6,000万円を超えるごとに1回を加えた回数
- 8 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 9 発注者が部分払した既済部分は、発注者の所有に帰する。ただし、引渡しは発注者が特に指示する場合のほか全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は受注者が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（部分引渡し）

- 第49条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第43条中「工事等」とあるのは「指定部分に係る工事等」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金及び指定部分に相応する支払済部分払金の額は、発注者が定め、受注者に通知する。
$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}) - \text{指定部分に相応する支払済部分払金の額}$$

（前払金等の不払に対する工事の中止）

- 第50条 受注者は、発注者が第46条、第48条又は前条において準用される第44条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事等の全部又は一部の施工を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事等の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

- 第51条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項及び前項の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは適用しない。

(発注者の催告による解除権)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事等を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
- (4) 第13条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、当該契約不適合が当該工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 第58条又は第59条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第54条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）

に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (7) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（発注者の任意解除権）

第56条 発注者は、工事等が完成するまでの間は、前4条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条 第52条各号又は第53条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第52条及び第53条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第58条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第59条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第27条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条 第58条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第61条 施工着手前に、契約が解除された場合には、第1条第4項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、発注者は、設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する請負代金は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 第1項の場合において、第46条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第52条から第55条まで又は第63条第5項の規定によるときにあっては、その余剰額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「法定遅延利率」という。）を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第56条から第59条までの規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 6 前項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。
- 7 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若

しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 8 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 9 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 10 第7項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第52条から第55条まで又は第63条第5項の規定によるときは発注者が定め、第56条から第59条までの規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 11 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

- 第62条 受注者は、第54条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、請負代金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 第54条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第54条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に田原市入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第63条 発注者は、別に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 契約不適合があるとき。
 - (3) 第52条、第53条又は第55条の規定により、設計成果物の引渡し後又は工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の規定に該当し、発注者が受注者に請求する場合の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除して得た額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、法定遅延利率を乗じて計算した額とする。ただし、発注者に生じた実際の損害額が当該損害金の額を超える場合においては、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - (1) 第52条、第53条又は第55条の規定により設計成果物の引渡し後又は工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 設計成果物の引渡し後又は工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 第1項各号又は第4項各号に定める場合（前項の規定により第4項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第4項の規定は適用しない。
- 7 第4項の場合（第55条第1項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を持って同項の違約金に充当することができる。
- 8 前条第4項の規定は、第4項第1号（第55条の規定に係る部分に限る。）の規定による違約金の請求について準用する。この場合において、前条第4項中「前各項の」とあるのは「第63条第4項第1号（第55条の規定に係る部分に限る。）の規定に該当し、同項の規定により違約金の支払を行う」と、「賠償金」とあるのは「違約金」と読み替えるものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第64条 受注者は、別に定めるもののほか、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第58条又は第59条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第44条第2項（第49条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領の請負代金につき、遅延日数に応じ、法定遅延利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任の期間等）

- 第65条 発注者は、引き渡された設計成果物及び工事目的物に関し、第43条第4項（第49条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
 - 4 発注者が契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅

- 時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 発注者は、設計成果物及び工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
 - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第66条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（妨害等に対する報告義務等）

- 第67条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、発注者の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（あっせん又は調停）

- 第68条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第17条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第69条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第70条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いが設計図書に定めるものとする。

(補則)

第71条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。